

会議の名称	平成 27 年度 茅野市子ども・家庭応援会議		
開催日時	平成 28 年 2 月 16 日（火）19 時 00 分～21 時 05 分		
開催場所	茅野市役所 8 階大ホール		
出席者	※出席委員：山田会長、宮下副会長、飯田委員、長谷川委員、中島委員、立石委員、伊藤委員、唐澤委員、宮沢委員、浅井委員（代理）、大森委員、吉田委員、清水委員、牛山（邦）委員、大作委員、山本委員、牛山（美）委員、吉江委員 ※市側出席者：柳平市長、牛山教育長、牛山子ども部長、小林健康福祉部長、竹内地域福祉推進課長、両角保健課長、両角子ども課長、牛山幼児教育課長、平出学校教育課長、松沢施設整備係長、五味幼児教育係長、渡辺教育総務係長、阿部学務係長、平出子ども・家庭支援係長、長田子ども・家庭相談係長、竹内子ども館長、竹内発達支援センター次長、今井子ども係長、朝倉子ども係主査、半田子ども係主事、塚田子ども係員		
欠席者	原田（泰）委員、原田（正）委員		
公開・非公開の別	公開・非公開	傍聴者の数	0 人
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容（概要）		
会長	○議事 1 開会 2 委員委嘱 3 市長あいさつ 4 教育長あいさつ 5 会議公開の確認 6 会議事項 (1) 第 2 次茅野市・子ども家庭応援計画（どんぐりプラン）の進捗状況について 7 報告事項 (1) 地区子ども館の見直し及び学童クラブに入所できる児童の拡大について (2) ファミリー・サポート・センター事業について (3) 子育て短期支援事業について 8 長野県の青少年育成に係る事業について 9 その他 10 閉会 ○議事録 1 開会 平成 27 年度の茅野市子ども・家庭応援会議を開催いたします。この会議のベースにあるものは、茅野市子ども・家庭応援計画、どんぐりプランで		

す。どんぐりプランが誕生して十数年経ちますが、まだ浸透していないとか、よくわからないということをお聞きします。特定の人たちには充分理解されていますが、ほとんどの方はよくわからないということで、非常に差があります。例えば地区子ども館の見直しについても、そこに携わっている人達はとても思いが強く、一生懸命活動していただいています。利用している保護者の方が地区子ども館の設置趣旨を理解していただいているのか、判断が難しい状況です。

子どもまつりなどのイベントには多くの方が参加され、協力していただきありがたいことですが、一方では茅野市ぼくらの未来プロジェクトでは、子ども会議など非常に活発な活動をしているにも関わらず、大人の参加者が少なくギャップを感じています。

全体的に少しずつどんぐりプランが浸透していけば良いと思っていますが、ポイント・ポイントにしっかりどんぐりプランが根を生やし、そこから繋がっていけば、このプランが地域に広がると考えています。

現在、どんぐりプランで育ってきた子ども達が成人し、その子ども達もどんぐりプランの推進に関わっていただいています。長い目で見て推進していければと思っています。

2 委員委嘱

柳平市長

・市長が新任委員に委嘱書を交付

3 市長あいさつ

柳平市長

この会議は、茅野市子ども・家庭応援計画、どんぐりプランに基づいて設置しています。たくましく・やさしい・夢のある子どもに茅野市の子ども達が育ってほしい、そんな願いを持ち推進しています。出産・子育てを応援するという施策により、しっかりと育てて教育ができ、それを通してたくましく・やさしい子どもが育っていくそんな願いであります。

今日は4月から実施する施策につきましてもご報告させていただき、皆さんからご意見をいただきたいと思っています。それぞれのお立場から、ご意見を賜りますことをお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

4 教育長あいさつ

牛山教育長

子どもが育つということは、非常にわかりにくいことだと常々思っています。どんぐりプランの進捗状況が大きな会議事項になっていますが、私達大人が目を見開いて、本当に子ども達は育っているのかいないのかということを見てもみると、ある面育まれていると強く感じます。数年前は、校長先生から、子どもがお母さんの携帯電話を使い、何万円もの使用料金の請求がきて困ったという話がありました。ここ1・2年は、そのような話は一切聞こえてきていません。

子ども達の姿が外に見えず、いったいどこに行ったのだろう。何か見えな

いところで悪いことをしているのではないかというような話がいくつか聞こえますが、子どもの居場所づくりの支援やぼくらの未来プロジェクトによるまちづくりへの参加、こども会議の開催などで活躍している子ども達の様子を見ていますと、茅野市の子ども達は、たいしたものだ、大人顔負けというような言動の子ども達が大勢います。先日、読り一む in ちの 15 周年記念式典がありましたが、子ども達が読書を通して育まれている、また、大人の難しい話を集中して聞ける子どもに育っているという話を聞きました。どんぐりプランはあまり知られていないかもしれませんが、プランに基づいて各団体の皆さんが活動されてきた結果により、子ども達が育まれてきていると思っています。

5 会議公開の確認

会長

前回と同様に本日の会議は公開とし、会議録については市のホームページに委員氏名は記載せず、委員と記載してよろしいでしょうか。

・・・委員了承・・・

6 会議事項

(1) 第2次茅野市・こども家庭応援計画（どんぐりプラン）の進捗状況について

会長

事務局から説明をお願いします。

事務局

最初にどんぐりプランの誕生から説明します。市民が主体となり行政と共に子どもを取り巻く諸問題を考えるため、平成9年に福祉21の分科会として子育て部会が発足しました。しかし、思春期を中心とした時期に対する議論が充分になされていないということがあり、その後市民ワーキングが組織され、子ども・家庭支援について議論する場として、「子ども家庭支援計画策定委員会」が設置されました。「地域ぐるみで子育て・子育てを応援していくシステム」を構築することを目的に、平成14年にこども・家庭応援計画、どんぐりプランが策定されました。

現在は、第2次茅野市こども・家庭応援計画の後期計画に基づき事業を進めています。子どもとその家族の子育て・子育てを応援していくために、生涯学習や保健、医療、福祉といった関連施策を総合的、計画的に推進していくことにより、たくましく・やさしい・夢のある子どもに育てたいと願い、学ぶ、支える、つなぐ、親育ちの四つの視点を基本としています。

これまでの成果であります。どんぐりプランを推進するため、茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例を制定し、プランの推進と評価を目的に茅野市こども・家庭応援会議が設置されました。この会議は、子ども及びその家庭を継続的に支援し応援するため、どんぐりプランの推進に関し必要な事項を調査・審議することを目的としています。

現在取り組んでいる主な施策であります。施策目標1の学ぶ、施策1-1子どもの居場所づくりへの支援であります。こども館及び地区こども館の

充実と活性化、居場所スタッフの資質向上を目的に平成25年に「こどもの居場所ディレクター」がCHUKO らんどチノチノに配置され、各こども館の活性化を図っています。

課題として、開館から10年以上経過し、少子化や利用者のニーズが変化してきたことにより、学童クラブとの関連による開館時間を含めた施設運営等の見直しについて検討する必要があります。

今後の方向として、今年度、地区こども館のあり方についてどんぐりネットワーク茅野の皆さんや、地区こども館に関わる方と検討しました。その結果、地区こども館の開館時間については従来通りとし、延長しないということになりました。

施策1-4、こども未来プロジェクトの推進によるまちづくりへの参加であります。子どもが大人と自由に意見を発表し議論することができる場として、平成20年から茅野市こども会議を開催しています。平成25年度からは茅野市ぼくらの未来プロジェクトがスタートし、目的別に3つの小プロジェクトを設置しました。駅周辺や横内公園などで2月にアイスクャンドル事業を、また、中規模の公園が市内にございますが、その公園のマップづくり、昨年11月には屋外での遊びとして、ぼくらのプレイパークという事業を弓振公園で実施しています。茅野市こども会議を愛してるぜ茅野ミーティングに名称を改め、今年は遊びについて話し合いました。今後はプロジェクトメンバーの拡大、また、地域の大人との関わり合いを深めていくことが重要です。

今後の方向として、子どもと大人がパートナーとなり子ども達の提案・提言を具現化するシステムの構築が必要です。

施策1-7、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とその活用を図ることでありますが、総合的な学習の時間の一部を縄文科の学習に充て、縄文人の生活、生き方、考え方など縄文文化や縄文人の精神性などを小中一貫の学びとして取り組むことで、生き抜く力の学びにつなげています。

今後の方向として、豊かな心を育むため21世紀を生きる子どもたちの生き方学習として、縄文科の学習を推進することで、たくましく、生き抜く力を持つ子どもの育成を目指します。

施策目標2、支える、施策2-1、発達支援センター設置による発達障害の早期発見と家庭への支援であります。発達状況に応じて保健・医療・福祉・教育・就労などの各専門分野と連携して継続支援の充実を図っています。相談件数は昨年と比べ大きく増加しています。また検査器具を導入することにより、気になる子どもの早期発見、早期支援が以前と比べ可能になりました。

課題として、関係機関と連携を図り、一貫した支援ができる体制を継続的に行う必要があります。

今後の方向として、個々の子どもの状況把握と、支援のあり方をより確かなものにするため、保健師の増員により、心理と保健の両面から支援の充実を図ります。

施策 2-4、要保護児童、虐待問題等への対応であります。関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う要保護児童対策地域協議会を平成 25 年 1 月に単独で設置しました。実務者会議を毎月開催し、個々の進行管理を確認し、支援の放置防止に努めています。

今後の方向として、子どもの虐待防止や虐待を受けた児童に対する支援体制の強化のため、茅野市要保護児童対策地域協議会の充実を図り、広報活動や予防・対策活動を積極的に進めます。

施策目標 3、つなぐ、施策 3-3、質の高い幼児期の教育・保育の充実と継続であります。保育を必要とする家庭及び満 3 歳以上の子どもを持つ家庭において、幼児期の教育・保育ができる仕組みを整えました。

今後の方向として、満 3 歳未満の子どもを持つ家庭に対する保育の支援を、保育園を通じて行うことにより充実を図り、全ての子どもとその家庭が安心して子育てできる環境を整えます。

施策 3-4、情報教育への取組であります。正しく情報を活用する能力の育成のため、平成 22 年度に茅野市ケータイ・インターネット問題検討会議が設置され、3 つの作業部会、ネットリテラシー、モラルアップ、子どもセーフティネット作業部会が活動しています。ケータイ・インターネット問題に関するポスター等を作成し、小中学校及び公共施設に配布しています。また、茅野市・原村青少年健全育成推進大会や各学校においてネット問題に関する講演会の開催をしています。

課題として、情報化社会において、指導すべき保護者、大人がその変化についていけない状況にあります。

今後の方向として、リテラシー教育・モラル教育を実施し、正しく情報を活用する能力の育成を推進します。

施策 3-6、家事・子育て等の有償支援システムの構築、ファミリー・サポート・センター事業への取組であります。現在は、社会福祉協議会がシェアラ・ほっとサービス事業の中で子育て支援として実施していますが、預かり援助を行う協力会員が限られているため等の理由で利用の希望・要望に対応できていない状況にあります。

平成 28 年度から茅野市が主体となり子どもの一時預かり事業であるファミリー・サポート・センター事業を社会福祉協議会に委託して実施します。

施策 3-8、幼保小連携教育の推進であります。小学校ブロックごとの連携目標や評価の観点を共有するため、幼稚園のアプローチカリキュラム、小学校のスタートカリキュラムである接続期カリキュラムが策定されました。幼保小が連携することの良さを具体的に紹介した書籍【実践 接続期カリキュラム】～育ちと学びをつなぐ「幼保小連携教育」の挑戦～を今年度出版しました。

施策目標 4、親育ちの施策 4-5、親育ちを支える場の提供と親育ちへの支援

であります。現在、少子化や核家族化の影響により親と子どもとの関わりや子育てを学ぶことなく親となる状況が多くなっています。そのため、0 歳

から5歳までの子どもを持つ親を対象に、自分に合った子育ての仕方を学ぶ親支援推進事業であるノーバディズ・パーフェクトプログラム講座、通称NPプログラムを実施し、今年度も5講座開催しました。また、保育園において保護者の方が自分の子どものクラスに入り、保育園での生活や遊び、学びの実体験をして自分の子や他の多くの子どもたちと触れ合うことで、子どもの育ちや育児に対する視野を広げ、家庭での育児を見直す機会のきっかけ作りを行う一日保育士体験事業を実施しています。

今後の方向であります。今後もNPプログラムや一日保育士体験事業を実施し、更なる充実を図ります。

会長
委員

委員さんから、何かご質問等がありますか。

茅野市では子どもの貧困家庭がどの位いるのか、実態調査を進めていただきたいと思います。

これから国や県で進めていく貧困対策との関わりをどうするのかについてどのように考えておられますか。

事務局
委員

県の事業ですが、ひとり親家庭の支援などで現在補っています。

子どもの貧困で家庭的に見て、車もある、服もきちんとしている。しかし、一番しわ寄せがいくのが食事だと思います。ちゃんとした朝食を食べることができません。もうひとつは学習ができないということです。食事の面では、ある市町村では、飲食店や食育団体が朝食を提供する運動をしています。それによって子ども達の様子が見えてきます。学習面では、塾等に行かれないから学習支援ということいろいろ動き始めています。他市町村の実態把握をする中で、茅野市としてはどうするか考えていただきたいと思います。

事務局

茅野市では、進学援助、入学金の支給などの援助をしています。子どもの貧困につきましては、第3次どんぐりプランの策定において、学習支援を含めた議論をしなければならないと思っています。その時にはご意見をいただきたいと思います。

委員

本校では、2割の生徒に何らかの形で支援をしています。経済的な理由で家庭環境が厳しい中、子ども達が健気に生活している。その環境の中で、学校に居場所を見つける、家庭に居場所を見つける、地域に居場所を見つけ自分の持っている力を発揮することが、生きる力として繋がっていくという思いで学校は支援をしています。各種料金の未納問題など厳しい現実があります。昨年苦労したことは、卒業を迎えるのに未納の家庭があり、学校教育課の方で尽力していただいて、進学援助を受け、未納問題等を解消することができました。

学力格差等もかなりあります。茅野市で、縄文科を中心とした生きる力の創造といったことも含めまして、共同的な学び、豊かな学びによって、子どもは学ぶ喜びをたくさん感じることによって、生きる力に直結するという願いのもとに、授業改善、学校改革、教師の子ども観、授業観、のあり方を問いながら改革を進めようと向き合っています。子どもが変わる、学校の教室の雰囲気が変わることにより、その成果に励まされながら取り組んでいま

委員

す。

出産後、家に帰って来られた若いお母さんが、赤ちゃん二人になるととても孤独感に襲われ、それがエスカレートしますと、うつ病になってしまうという現状がよくあります。私もそういったパニック状態に陥ったことがあります。相談する人がいない、助産婦さんともどのように連絡をとったらいいかわからないなど、そういう課題があるかと思えます。

会長

どんぐりプランをつくる時には、その問題に対してとても議論をし、0123広場や、相談窓口を充実させましたが、うまくいっていないところもあるかもしれません。その辺りを事務局の方お願いします。

事務局

母子手帳等をお渡しする中で、赤ちゃんが生まれる前にお母さんと連絡をとって、何かあったらご相談くださいという形をとっています。乳幼児訪問で家庭にも訪問しています。1ヶ月、2ヶ月位経ってから訪問ということになります。何かありましたら、訪問時やサービスセンター、健康管理センターへご相談ください。どこに電話をすればいいのかわからないということであれば、もう少しきちんとPRをして整えたいと思います。

7 報告事項

(1) 地区こども館の見直し及び学童クラブに入所できる児童の拡大について

会長

事務局から説明をお願いします。

事務局

平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度により、学童クラブに入所できる児童が小学校3年生から6年生まで拡大されました。茅野市では、「地区こども館」の活用によりまして、居場所が提供できるといって、学童クラブに入所できる児童を小学校3年生までとしました。

しかし、学童クラブは、午後6時30分まで、地区こども館は基本的に午後5時までということで開館時間の違い等があるため、地区こども館の開館時間の延長や、学童クラブの対象児童の拡大について要望が出されてきました。このため、今年度は地区こども館と学童クラブの役割や開館時間について見直しを検討することになりました。

地区こども館は市内10地区に設置され、図書館分室を併設した本のある屋根付き公園と位置づけ、幼児・学童の居場所の提供と子育て・子育てを応援する拠点施設として利用されています。開館時間は、地区や季節により一部異なりますが、基本は午前9時30分から午後5時までです。

学童クラブは、昼間、保護者が家庭にいない児童に対して、小学校3年生までの児童を対象に健全育成を図るため、9小学校に13クラブを設置しています。開所時間は、通常期が下校時間から午後6時30分まで、夏休みなどの長期休業期は午前8時から午後6時30分までです。

地区こども館の時間延長等の見直し検討の経過と意見の集約結果についてであります。市はどんぐりネットワーク茅野の皆さんと協議し、地区こども館の開館時間を含めたあり方等について、各地区のこども館関係者と会議を開催しました。大方の意見は、どんぐりプランの理念からして、自分の足

で家に帰るためにも地区こども館の開館時間は延長しない。学童クラブと地区こども館は設置目的が違うため、学童クラブへの要望は学童クラブで対応すればよい。どんぐりプランの理解が広く市民に行き届いていない状況の中でご意見を伺うことは難しい。まずは、どんぐりプランをもっと広く知っていただくことが必要であるなどの意見が出されました。平成30年度からスタートする第3次どんぐりプランを策定する中で地域の皆さんと検討していくとの意見集約がされました。

その結果により、市は地区こども館の開館時間は変更せず、平成28年度から学童クラブに入所できる児童を6年生まで拡大して要望に対応することになりました。

会長

委員さんから質問事項等がありますか。

委員

地区こども館と学童クラブの利用者を見てくださっている方は、どのような方でしょうか。

事務局

地区こども館はどんぐりメイトという名称の市臨時職員にお願いしています。1地区に2人のメイトさんがいて、一日交代で勤務しています。メイトさんは見守りという立場で、特に資格等はありません。

学童クラブは月4,100円と有料です。保育ということで指導をし、指導員は資格を持ち、研修も行っています。

委員

コミュニティセンターの中に地区こども館はありますが、コミュニティセンターで会議をしたり、調理をしたりする時に、子どもが水を飲みに来たり、廊下を走り回ったり、廊下はカバンだらけで大変です。地区こども館をコミュニティセンターとは別に設置するなどの構想はありますか。また、地区こども館の外まで出て子どもが遊んでいます。メイトさんの人数を増やして対応するとか、何か対策があればお聞かせください。

事務局

ちの地区こども館と玉川地区こども館は利用者がとても多いです。利用者が多い時は、メイトさんが2人体制で見守っています。どんぐりプランの地区こども館の考え方が子どもだけの場所ではなく、地域の皆さんも参加してその皆さんで子どもを守る、支援していくということが基本にあります。その辺は第3次のプラン策定の中で検討していかなければならないところで、地域の皆さんのお力をいただいて子どもを見る、そのようなこともできると良いと思います。

会長

今回、地区こども館の関係者と会議をする中で、いろいろな課題が見えてきました。地区の事情によってそれぞれの地区こども館の課題が違いますので、個別に考える必要があると思います。

委員

学童クラブの所管は学校でしょうか。学童クラブは小学校にありますが、そこの校長先生との関わり合い、運営、管理責任はどうなっているのか、本庁の学務係が担当しているのかということと、地区こども館は、こども課とパートナーシップのまちづくり推進課が所管になるのでしょうか、その辺りをご説明ください。

事務局

学童クラブは学校教育課が担当しています。学童クラブの目的は、仕事をしやすい環境づくりという趣旨のために、子どもを預かるという目的で生ま

れた制度です。校長先生が直接関係するののかということになりますと、学童クラブは学校の施設をお借りしているということになりますので、校長先生が責任者であるということにはなりません、利用者は学校に通っている児童なので、全く関係ないという事ではないと思います。

地区こども館につきましては、こども課こども係が所管しています。宮川地区こども館は文化センター、ちの地区こども館は家庭教育センターの中にありますが、その他の地区こども館は、地区コミュニティセンターの中にあります。そのような理由もありまして、パートナーシップのまちづくり推進課の職員であるコミュニティセンターの所長が地区こども館の館長ということで管理をしています。メイトさんはこども係で、施設はパートナーシップのまちづくり推進課で管理をしています。

委員
牛山教育長

学童クラブに校長先生は、一切関わっていないということですか。

学童クラブでの活動中に怪我があった場合は、学童クラブの指導員は直ちに校長先生、教頭先生、養護の先生に連絡して、対処の方法の相談、また、判断をしてもらいますが、大きな事故になって、これは誰が責任をとるのかという場合、学校が責任を負うということにはならないと思います。

事務局

昨年度、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が施行されました。今までガイドラインしかなかったのですが、運営基準を設けましたので、基本的にはその基準により運営しています。

委員

以前学童クラブを利用していましたが、春休みや夏休みとかは、月々の利用料以外に料金が発生していましたが、今も同じでしょうか。

事務局

1日600円で利用できます。

委員

地区こども館は、ゲームを持ち込んで遊んだりする子どもはいますか。

事務局

学校からの帰りは、もちろん持って来ません。一旦家に帰ってとかお休みの日につきましては、各地区の運営委員会の方針により様々です。市として統一はしていません。

会長
事務局

(2) ファミリー・サポート・センター事業について

事務局から説明をお願いします。

子どもの一時預かりなどの援助を行いたい人、援助会員と、援助を受けたい人、依頼会員を登録し、その会員間による相互援助活動を行うことにより、仕事及び子育てを支援するため、茅野市ファミリー・サポート・センター事業を実施します。

センターの業務として、会員の募集及び登録に関する事、相互援助活動の調整に関する事、また、講習及び指導に関する事を行います。運営につきましては、社会福祉協議会に委託をして事業を進めます。

相互援助活動の内容として、保育園、幼稚園、学校、学童クラブ等への送迎とその前後の預かり、保育園、幼稚園、学校が休みの際の子どもの預かり、保護者が病気や急用の際の子どもの預かり、また、子どもの軽い病気の際の預かりを行い、援助会員は24時間の講習会を受ける必要があります。

報酬に関する基準ですが、1時間当たりの金額は平日の昼間の午前8時30

分から午後5時までが800円、早朝の午前7時から午前8時30分までと夜間の午後5時から午後8時、土曜日、日曜日、祝日は900円になります。軽度の病気では1,000円、複数の子どもの預かりは援助会員1人につき1,200円、交通費は、バス、タクシー等は実費、自家用車の使用は20円×距離×往復分です。

キャンセル料は、キャンセルした利用開始予定時間から1時間の報酬に相当する金額が発生し、入会金、年会費は無料です。

受付時間は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、祝日及び年末年始は除きます。

補償保険については、事故があった場合、ファミリー・サポート・センター事業の補償保険で対応します。

援助活動の流れですが、依頼する方が、ファミリー・サポート・センターに登録をし、援助してくださる方と各種調整を行います。報酬は依頼会員が援助会員に直接支払います。

会長 質問等があればお願いします。

委員 補償保険とありますが、どの程度までの補償を想定していますか。援助会員の方の過失により事故が発生した場合、援助会員の方が訴えられます。1対1の訴訟になるのでしょうか。そのような場合に、ファミリー・サポート・センターではどのような支援がありますか。

事務局 援助会員を対象に傷害保険があります。通勤途中での事故の保険。事故により依頼された子どもに後遺症あるいは通院させる事があった場合など、傷害を負った場合には援助会員の過失の有無に関わらず補償することになっています。

会長 訴訟になった場合には、社協が対応しますか。

事務局 市が対応します。ファミリー・サポート・センター事業の保険は全国的な保険で、実施している自治体はこの保険に入って事業を行う形になります。

委員 子どもが小さい時にチャララ・ほっとサービスを利用したいと思い、資料を取り寄せたことがあります。登録をする時に下の子どもを連れて行かなければならないということ、また、急用はだいたい当日に発生しますが、当日だと受付はできないと言われましたが、この事業だとどのような対応になりますか。

事務局 援助会員の方と調整して、今日の午前中でも対応できるということになれば援助できると思います。援助会員を増やすことにより、様々なケースに対応したいと思います。

委員 申し込みの手順がいただいた冊子では分かりにくかったり、病気や急用は予期できなかったりします。どこまで対応していただけるのかとか、ここに聞けば教えてくれますという窓口を周知していただきたいと思います。

事務局 この事業は、基本的に社会福祉協議会で対応することになりますが、市役所へお問い合わせしても、きちんと対応します。

委員 自宅で子どもを見ていただくことになると思いますが、その場合、家を直したり、子どもの食事を作ったりどのような対応をすればよろしいでしょう

か。お盆やお正月はこの支援を行わないということですが、仕事を多くしないと援助会員としてやりにくいのではないのでしょうか。例えば私が援助会員になったとしたら、何人位まで受け入れるかという規則がありますか。私も子どもが好きなので、やってもいい気もするのですが、もっと細かいことが分かる資料が必要です。

事務局

サービスは依頼した家で行うことを原則としています。本来は、援助を受けたい人も、援助をする側に回るとというのが基本的なファミリー・サポート・センター事業の内容です。お互いに助け合うということですが、実際は、サービスを受けたい人の方が多くて、助けますよという人が少ないというのが難しいところです。サービスを提供する人をどう確保していくかというのがこの事業の課題です。サービスを受けたい人も時にはサービスをする側に回るという形を考えていかないとこの事業はうまく進まないと思います。シャララ・ほっとサービスのように一方的にサービスを提供しますよという事業ではないことをご理解いただかなければいけないと思います。

委員

サービスを受けたい人の方が当然多いと思います。子育てで忙しい方が援助側に回るのは難しいことだと思います。今援助を受けている人達は、子どもさんが大きくなった時に援助する側もお願いしないと厳しいのではないかと思います。

事務局

援助していただける人をいかに増やすかということで、広報による周知、また、直接お願いしながら協力していただく会員を募集しているところです。多くなればなるほど対応も広がり、サービスも充実すると思います。

委員

1日8時間働くと6,000円を超えます。税金はどうなりますか。

事務局

所得になるので、確定申告をしていただくことになります。

委員

年金をもらっている方は、扶養対象から外れてしまうとか、そういう状況もでてくると思います。収入を抑えなければならないということになり、援助したいけどできないということも発生してくると思います。

事務局

援助会員と依頼会員はそれぞれマッチングしていきます。援助会員さんのお考えもあると思いますが、ある程度になれば私はこの仕事を遠慮することもあるかもしれません。そのようなことにも対応できるよう、多くの方が援助会員になっていただければと思います。

会長

(3) 子育て短期支援事業について

事務局から説明をお願いします。

事務局

保護者の方が疾病その他の理由により、家庭において子どもを見ることができないことになった場合、一時的に一定期間お預かりする子育て短期支援事業を実施します。1歳から15歳までの子どもをつつじが丘学園でお預かりします。市が施設と契約し、お願いをするという形になります。保護者が、疾病、出産、看護、介護、事故、災害、冠婚葬祭などにより、一時的に養育できなく、他に当該児童を養育する人がいない場合に利用できます。1回につき6泊7日を限度とし、日帰りは対象外です。

利用方法ですが、こども課へ申請書を提出、利用決定後、決定通知を持っ

て保護者が直接施設へ送迎します。利用料金は、お迎えの時に直接施設へ支払います。利用料金は1日当たり、生活保護世帯、ひとり親家庭で市民税非課税世帯は無料、市民税非課税世帯、ひとり親家庭で前述以外の2歳未満は2,675円、2歳以上は1,375円、その他の家庭で2歳未満は5,350円、2歳以上は2,750円です。

なお、その他に必要な経費がかかった場合、別途費用をお支払いいただきます。

会長

質問等があればお願いします。

委員

利用者に対して保険はかけますか。

事務局

保険については考えていませんが、つつじが丘学園の対応に含まれているかと思います。

委員

他の市町村は、この事業を実施していますか。他の市町村の実績を把握していれば教えてください。

事務局

岡谷市・諏訪市でこの事業を実施しています。両市の状況ですが、年間で1件あるかないかです。

8 長野県の青少年育成に係る事業について

会長
諏訪地方事務所血脇
課長補佐

諏訪地方事務所地域政策課の血脇課長補佐さんから説明をいただきます。現在、県で進めています取組についてご説明します。

まず、子どもを性被害から守るための条例（仮称）の骨子案ではありますが、子どもを性被害から守るための条例を作るという方向で、2月17日から県議会に諮るということに決定しました。子どもの性被害に関する行為の規制として、大人が、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し、性行為、又はわいせつな行為を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないものであります。条例の制定に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意するとともに、子どもの最善の利益を尊重しなければならない、という考えを元に、威迫等による性行為等の禁止、深夜外出の制限、これらの違反をした場合には罰則があります。この条例は他の県では、何らかの形で存在しています。

次に、長野県はどういうことを行っていくのかということで、2013年からの長野県総合5か年計画というのがあります。

平成29年度の目標がありますが、例えば「将来の夢や目標を持っている」と答える児童生徒の割合を83%に上げると記載があります。平成28年度に長野県はどういうことを行っていくのかということですが、「重点施策の加速化」の中に子どもの貧困対策、子どもを性被害から守るための取組があります。

子どもの貧困対策ですが、「全ての子どもが安心して過ごせる」「全ての子どもが学びたいことを学べる」「全ての子どもが多様な自立を実現できる」と書いてあります。

教育費負担の軽減であります。経済的な理由で進学できないような子ども達の支援を行うこと、また、要支援家庭の孤立防止として、貧困等の問題

で家庭だけでは背負いきれないような場合、行政で支えていけたらということです。

家庭養育の支援として、子どもの居場所づくり、家庭的養護の促進、ひとり親・生活困窮者の就労支援などを推進するために、みんなで考えていこうということで、「長野県将来世代応援県民会議（仮称）」を展開します。

子どもを性被害から守るための取組としては、子どもの性被害の未然防止のために、子ども達も人権教育、性教育を学んでいただき、インターネットの適正利用のための取組強化、子どもを県民総ぐるみで見守る、性被害を受けた子どもの救済事業を実施します。

平成 27 年度の県のひとり親家庭実態調査結果概要ですが、速報として、ひとり親家庭になった理由は「離婚」が最も多く、仕事の形態が父子家庭は正規職員が半数以上だが、母子家庭は 3 人に 1 人の割合であること。現在の困っていることについては、「子どもの将来」のことで困っています。子育ての中で特に大変なことは、「進学のための学費の貯金等」「生活費全般の確保」が高い割合を占めています。子育てをする環境についてどんなことがポイントになるかということですが、「暮らしやすさ・生活費の安さ」「条件の良い仕事に就けること」が高い割合を占めています。条件があれば転居するか、また、転居できない方の理由については、母子家庭は「転居してもよい」が 37.6%、「転居できない」が 26.8%、父子家庭は「転居してもよい」が 29.0%、「転居できない」が 38.9%となっています。転居できない理由は、母子家庭は「子どもを転校させたくない」が最も多く、父子家庭は「持ち家である」が最も多くなっています。

「子どもの声アンケート」結果概要の速報ですが、あなたは将来、どのような学校まで行きたいですかという問いで、ひとり親家庭の児童は大学が最も多く、児童養護施設の入所児童は高校が最も多い、里親委託の児童は大学が最も多くなっています。

将来の夢をかなえるために、必要なものは何ですかの間では、「学力・勉強」「お金」の回答が多いです。

家以外の場所でみんなと一緒に勉強する場所をつくるとしたらどのようなところなら参加してみたいですかの間では、「勉強がわかるようになるまで教えてくれる」「行きたいときに行ける」という回答が多いです。

行きたい学校に行けるようになるために、必要なものは何ですかの間では、「自由に勉強できる時間」「勉強を教えてくれる大人」という回答が多いです。

最後に諏訪地方事務所の活動ですが、「信州あいさつ運動」を昨年の 4 月から始めています。毎月 11 日を「あいさつの日」とし、大人から子どもにあいさつをしましょうという運動です。

会長

ありがとうございました。

何か質問等がありますか。

委員

今アンケートの結果をご報告いただきましたが、各市町村別にもわかるようになっていきますか。そして、各市町村へフィードバックされていますか。

諏訪地方事務所
血脇課長補佐

8月位に公表する予定です。

会長
事務局

9 その他

事務局からお願いします。

書籍の紹介をさせていただきます。「幼少連携教育の挑戦」実践接続カリキュラムという本であります。これは、茅野市で推進している幼保小連携教育の実践理念をまとめたものであり、茅野市教育委員会で編集したものです。購入を希望される場合は、チラシの裏面にある申込書に記入をいただき、出版元に直接お送りいただくか、市内の書店でお買い求めください。

なお、市役所6階幼児教育課でも僅かですが販売しています。

委員さんの任期について、今年の3月までが任期になっています。この2年間につきましては、どんぐりプラン後期計画の策定、子ども子育て支援の新制度等、重要な案件にご協力をいただき誠にありがとうございました。また、今後も継続いただける方、ここで交代される方それぞれいらっしゃるかと思いますが、今後ともご指導ご助言等を賜りますよう、お願い申し上げます。

副会長

10 閉会

以上をもちまして、閉会とします。

・・・・・・・・・・ 終了 21:05 ・・・・・・・・・・